平成２２年（フ）第６２２８号
東京都足立区足立１丁目34―７
債務者　田村　　藍
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１号
広島県福山市今津町７丁目10番８号　エステートやまもとＡ―203、住民票上の住所広島県福山市藤江町622番地１
債務者　杉原　稔昌
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後４時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第４４号
三重県桑名市長島町押付536―７　グレイスタウンＭＩＷＡ　Ａ103号、住民票上の住所青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸134番地１　大鳴戸団地Ｂ８―７
債務者　後藤　孝幸
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月１日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸134番地１　大鳴戸団地Ｂ８―７
債務者　後藤　珠美
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月１日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第４７号
青森県つがる市木造藤田５番地　大沢荘８号
債務者　野呂　照治
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月１日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
青森県五所川原市字敷島町59番地　対馬アパート７号
債務者　尾野アキエ
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月１日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第９５号
静岡県浜松市中区高丘西１丁目８番１号　レジデンス北島Ｃ―３、前住所神奈川県小田原市小台57番地の１　レオパレスルミエール101号
債務者　酒井さゆり
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６３８号
横浜市神奈川区松ケ丘27番地22　ピュアハウス松ケ丘二番館102号
債務者　糀　　明
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６５５号
横浜市鶴見区生麦１丁目５番13―404号
債務者　高橋　秀樹
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６６５号
横浜市中区本牧三之谷32番２号　安根アパート201号室
債務者　中村　紀行
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７０５号
横浜市瀬谷区三ツ境70番地５　ハイツM102村上方
債務者　宍戸　　博
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７０８号
横浜市泉区上飯田町2670番地　県営いちょう団地20棟402号
債務者　金子　理絵
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７０９号
神奈川県藤沢市本鵠沼４丁目11番24号
債務者　樋口　玲子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７１３号
横浜市金沢区六浦南１丁目30番20号　プラムハイツ201号
債務者　川村　万澄
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７１４号
神奈川県大和市南林間１丁目７番18号
債務者　関野　孝雄
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部